

令和2年第9回東久留米市農業委員会総会 議事録

1. 日時・場所 令和2年8月25日(火) 午後1時30分～
市役所 3階 議会会議室

2. 出欠席

1番	中島 哲	出欠	2番	吉田 敏夫	出欠	3番	貫井 光広	出欠
4番	岸 義幸	出欠	5番	小山 正則	出欠	6番	栗原 毅	出欠
7番	横山 幸男	出欠	8番	山下 一雅	出欠	9番	村野 喜安	出欠
10番	貫井 健一	出欠	11番	高野 政則	出欠	12番	齊藤 恵子	出欠
13番	村野 清	出欠	14番	三沢 栄	出欠			

(委員の過半数以上の出席により会議は成立)

※5番・小山委員は、午後1時52分に入室し、5. 審議事項より出席。

3. 議事録署名委員 4番委員・岸 義幸 6番委員・栗原 毅

4. 前回の議事録の承認 2番委員・吉田 敏夫 3番委員・貫井 光広

5. 審議事項

(1) 第7～9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

6. 専決処理事項

(1) 報告第9号15番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第8号)

(2) 報告第10号22～25番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第7号)

7. 報告事項

(1) 生産緑地の農業者への斡旋について

(2) 北多摩地区農業委員会連合会の臨時総会について(8月5日)

(3) 新任農業委員研修会について(8月19日)

(4) 東京都農業会議 臨時総会について(8月21日)

(5) 北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について(9月18日)

(6) 東京都指導農業士について

8. その他

9. 次回総会 令和2年第10回東久留米市農業委員会総会

令和2年9月24日(木) 午後1時30分～ 市役所7階702会議室

◎開会

○事務局長 只今より、令和2年第9回東久留米市農業委員会総会を開会します。

◎出欠席

○事務局長 委員の出欠席を確認します。

出席13名、欠席1名、農業委員会会議規則第6条により、委員の過半数以上の出席により会議は成立となります。

◎議事録署名委員

○事務局長 3. 議事録署名委員につきましては、4番 岸 義幸委員・6番 栗原 毅委員をお願いいたします。

◎議事録の承認

○事務局長 4. 議事録の承認に入ります。7月20日に開催しました第8回農業委員会総会の議事録について、2番 吉田 敏夫委員・3番 貫井 光広委員より承認を得ておりますのでご報告いたします。

以降の進行にあたりましては、農業委員会会議規則第4条により農業委員会会長が執り行います。

◎審議事項

○議長 5. 審議事項に移ります。(1) 第7号～9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 議案に入る前に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、簡単ではございますが、ご説明をさせていただきます。生産緑地法第10条をご覧ください。第1項の内容は、生産緑地の指定から30年経過するまでは生産緑地を売買することができません。第2項の内容は、農業に従事している方が亡くなる、または、故障があった場合には、生産緑地の指定から30年経過していなくても、生産緑地を売買できるようになります。

生産緑地を売買する場合には、国土交通省の定める様式「生産緑地買取申出書」を都市計画課に提出する必要があります。こちらの申出書の添付書類として農業委員会の「主たる従事者に該当する旨の証明書」が必要になります。裏面に記載してあります。このことから、農業委員会でその者が農業の主たる従事者かどうか審議する必要があります。

生産緑地法第10条による買取申し出が出されました。買取の申し出にあたっては、生産緑地法施行規則第3条により、主たる従事者であったかどうか、農業委員会の証明が必要となります。

○事務局 資料「第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、横山委員も現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○横山委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び横山委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手全員。よって、第8号議案については、証明するものと決めます。

○事務局長 続きまして、第9号議案についてです。東久留米市農業委員会会議規則第10条により、中島会長は離席していただく必要があります。進行につきましては、会長職務代理の貫井委員をお願いいたします。

～中島会長離席～

○貫井議長 それでは、第9号議案について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、山下委員も現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○山下委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び山下委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

○議長 それではお諮りいたします。第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、

挙手をお願いいたします。

挙手全員。よって、第9号議案については、証明するものと決めます。

～中島会長着席～

○議長 続きまして、第7号議案について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、小山委員も現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○小山委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び小山委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

○議長 それではお諮りいたします。第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手全員。よって、第7号議案については、証明するものと決めます。

◎専決処理事項

○議長 6. 専決処理事項に移ります。(1) 報告第9号15番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第8号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、所有権移転を伴わず農地を農地以外の地目に変更する場合に届け出てもらったものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 続きまして(2) 報告第10号22～25番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第7号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、農地を農地以外の地目に変更し所有権移転を伴う場合に届け出てもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

◎報告事項

○議長 7. 報告事項に移ります。(1) 生産緑地の農業者への斡旋について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 生産緑地の農業者への斡旋について、地区の農業者へお知らせをお願いします。

○議長 続きまして、(2) 北多摩地区農業委員会連合会の臨時総会について、事務局長より報告をお願いします。

○事務局長 ～報告～

○議長 続きまして、(3) 新任農業委員研修会について、出席された村野喜安委員より報告をお願いします。

○村野(喜)委員 ～報告～

○議長 続きまして、(4) 東京都農業会議 臨時総会について、出席しましたので報告します。

○議長 ～報告～

○議長 続きまして、(5) 北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 ～報告～

○議長 続きまして、(6) 東京都指導農業士について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 ～報告～

◎その他

○議長 8. その他に移ります。

○事務局 ～その他について説明～

○議長 続きまして、JA理事から報告はございますか。

○高野委員 ～報告～

◎次回総会

○議長 9. 次回総会についてですが、令和2年第10回東久留米市農業委員会総会は、令和2年9月24日 午後1時30分より市役所7階702会議室にて行います。

○議長 只今をもちまして、令和2年第9回東久留米市農業委員会総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和2年 9月24日

議 長 中島 哲 (自 署)

4 番委員 岸 義 幸 (自 署)

6 番委員 栗 原 毅 (自 署)